

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 6 月 2 日

全国健康保険協会静岡支部
支部長 安田 剛

1 調達内容

(1) 調達件名

令和 7 年度 産業廃棄物（廃プラスチック類等）の収集運搬・処理業務委託

(2) 予定数量及び予定回数

①廃プラスチック類・・・・・・・・・1,300 kg／年

②事務用品等・・・・100 kg／年

③回収実施数・・・・3 回

（予定数量は昨年度の実績等に基づいた見込であり、これを確約するものではない。）

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

(5) 搬出場所

全国健康保険協会静岡支部

(6) 見積競争方法

見積競争は総価にて行う。見積書には各廃棄物の処分費 1 kgあたりの単価に各予定数量を乗じて算出した金額（算出された額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）及び、回収実施 1 回あたりの単価に予定回数を乗じて算出した金額の合計金額を記載すること。また、見積金額には当該業務遂行にかかる一切の諸経費を含めること。

有効な見積書を提出期限内に提出し、委託者の予算限度額以下であり、かつ最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

見積競争にあたっては、見積書に記載された金額をもって見積競争金額とするので、見積者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 07、08、09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていないものであること。
- (8) 原則静岡県内に処分施設を有していること。
- (9) 産業廃棄物（廃プラスチック類）の収集運搬業及び処分業について静岡県知事等の許可を受けている者であること。
- (10) プライバシーマーク、ISO/IEC 27001、JISQ 2700 又はそれに準ずる資格を取得しており、個人情報保護に係る実施体制が整備されていると認められるものであること。
- (11) 過去 3 年間に於いて、産業廃棄物（廃プラスチック類）の廃棄処理等の業務について実績があること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒420-8512

静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2

全国健康保険協会静岡支部企画総務グループ 担当 新行内

電話（代表） 054-275-6601（自動音声案内2番→4番）

- (2) 仕様書の交付方法

前記（1）の場所にて交付する。

- (3) 見積書の提出期限等

期 限 令和7年6月16日 12時00分

提出場所 前記（1）のとおり

- (4) 見積書等の提出書類

- ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

令和07、08、09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であることを証明できるもの

- ②静岡県知事等が交付した「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び「産業廃棄物処分業許可証」の写し

- ③産業廃棄物（廃プラスチック類）の収集運搬・処理業務実績（様式3）

- ④処分施設及び場所等（静岡県内に限る）を示す資料

- ⑤プライバシーマーク、ISO/IEC 27001、JISQ 27001 又はそれに準ずる資格を取得していることが証明できる書類の写し

- (5) 見積書の提出方法

添付書類と共に、前記（1）へ郵送または持参するものとする。

郵送で提出する場合は封筒の目立つ場所に「令和7年度 産業廃棄物（廃プラスチック

類等)の収集運搬・処理業務委託に係る見積書在中」と朱書きすること。また、送付方法は配達記録が確認できる方法とすること。

4 その他

- (1) 当該業務は、仕様書等にて認める範囲以外の業務を第三者に委託、または請け負わせてはならない。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金
全額免除とする。
- (4) 見積競争の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書、その他見積競争の条件に違反した見積書の提出は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無
- (7) 提出した見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (8) 見積競争参加者は仕様書及び契約書(案)を熟覧のうえ、これらの全ての内容に合意したうえで参加すること。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、見積書提出前に委託者の説明を求めることが出来ること。
- (9) 見積競争は総価にて行うが、契約は単価契約とする。
- (10) 決定業者には見積提出期限より7日以内を目途に電話で連絡することとする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則(一部抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第30条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量

に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第23条 役職員であった者は、退職後2年間、役職員に対し、当該役職員であった者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

仕様書等送付依頼書

(調達件名) 令和7年度 産業廃棄物(廃プラスチック類等)の収集運搬・処理業務委託

標記案件に係る仕様書等を以下の住所にお送りください。

【送付先】

法人名又は商号: _____

担当者名: _____

郵便番号: _____

住所: _____

電話番号: _____ FAX: _____

依頼先

全国健康保険協会静岡支部
企画総務グループ 契約担当者宛
FAX : 054-275-6609